

！こんなときは被扶養者ではなくなりますので、豊通健保へ届け出を！

- 就職して他の健康保険の被保険者となったとき
- 別の被保険者の被扶養者になったとき
- 収入が規定限度額以上になったとき
 - ・雇用保険の受給が始まったとき
 - ・出産手当金の受給開始期間に入ったとき
 - ・年金の受取額が増加したとき
 - ・パートやアルバイトの収入が増えたとき
- 被保険者が主たる生計維持者でなくなったとき
 - ・離婚したとき
 - ・別居したとき（仕送りで生計維持を継続する場合を除く）
 - ・子供が結婚で嫁いだとき
 - ・死亡したとき
- 同居が要件であった被扶養者が別居したとき
- 75歳になったとき

いつまでに… 被扶養者の条件に当てはまらなくなった日から **5営業日以内**

【収入の基準】

被扶養者の年齢など	年間収入	1ヵ月あたり
60歳未満	130万円未満	108,334円未満
60歳以上または障害のある方	180万円未満	150,000円未満

上記の金額未満であること。かつ、被保険者の年間収入の2分の1以下であること。

【収入とは？】

- 収入は、左記事由が発生した日から1年間で計算します。
- 収入は手取りではなく総支給額で判断します。（交通費などの手当も収入に含みます）

申請方法

- ・健康保険被扶養者（異動）届
- ・健康保険証（取り消される方のもの）
- ・被扶養者でなくなるときを証明する書類

お勤めの事業所担当者に提出

手続きが遅れた場合の注意

被扶養者の条件に当てはまらなくなっているにもかかわらず、被扶養者から外す手続きをされなかった場合は、事実発生日までさかのぼって資格が取り消され、その期間に発生した医療費や給付金などの全額を返還しなければなりません。速やかにお手続きください。

※配偶者の健康保険と国民年金の届出

健康保険で被扶養配偶者に認定する場合は「国民年金の第3号被保険者」の加入期間と関連します。短期間でも就職される場合は、速やかに扶養から外す手続きをしてください。そのままにされると、年金の加入期間記録が未加入となる可能性があり、後日複雑な手続きをする必要が出てきます。

詳細につきましては、当健康保険組合ホームページよりご確認ください
<http://www.toyotsu.or.jp/kenpo/>

平成25年度
被扶養者資格調査にご協力いただきまして、
ありがとうございました。

昨年度の資格調査の結果は、下記の通りとなります。

調査対象者 **1,602名** （内）扶養から外れた方 **55名**

扶養から外れた理由

所得オーバー	25名
異動忘れ（就職、他保険加入）	25名
別居にて仕送り実績無し、仕送り額不足	4名
その他（結婚、本国への帰国等）	1名

健康保険の被扶養者の資格確認調査をします

資格調査にご協力ください

今年度も、被扶養者の認定適正化を図るため、被扶養者の資格確認調査を実施いたします。

健康保険の被扶養者の確認については、これまで3年に1度実施していましたが、今年より健康保険法施行規則第50条に基づき、毎年実施することになりました。みなさんから納めていただく保険料を適正に使用し、健保財政の安定化を図るため、資格確認調査にご協力をお願いいたします。



調査対象者

18歳以上の被扶養者

- 対象除外者
- ・平成26年1月1日以降に認定された被扶養者
 - ・海外赴任に帯同している被扶養者
 - ・資格喪失予定日が平成27年1月1日までの任意継続の被扶養者

調査票配付時期

平成26年9月上旬

※対象となる被保険者あてに「調査票」を配付します。

調査票提出期限

平成26年9月30日（火）

検認に必要な書類を、期日までに提出いただけない場合は、健康保険法施行規則第50条7項「検認又は更新を行った場合において、その検認又は更新を受けない被保険者証は、無効とする」により、被扶養者資格を削除することになりますので、ご注意ください。

調査内容等

確認事項	提出書類
年間収入が認定基準金額未満であるか（①～③のうち該当するもの）	①「課税（非課税）証明書」（市区町村役場で発行されます。発行手数料はご負担ください） ②パート・アルバイト先の給与明細（コピー、直近3ヵ月分） ③受給しているすべての年金（老齢年金・遺族年金・障害年金等）の「年金裁定通知書」または「年金額改定通知書」（コピー） 学生の場合は「学生証（コピー）」または「在学証明書」のみ
同居・別居（②は別居の場合のみ）	①住民票（世帯全員分） ②仕送り証明書（振込明細書）直近3ヵ月分 手渡しは証明になりません。必ず証明できるものが必要です。

上記書類以外にも必要となる場合がありますので、詳細については調査票でご確認ください。

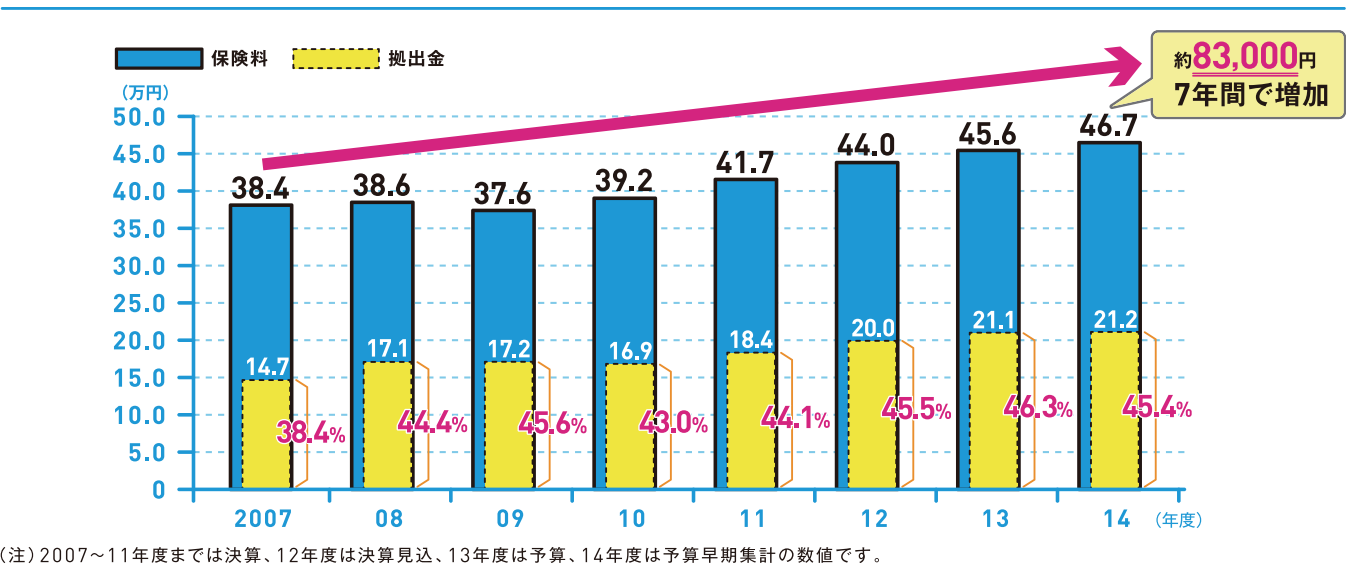
被扶養者が増えると納付金が増える！

現在、高齢者医療制度は税金や健保組合からの納付金等で賄われています。この納付金は各健康保険組合の加入者（被保険者＋被扶養者）の人数に応じて算出されています。被扶養者の削除の届け出を忘れると、その被扶養者分も加入者として納付金の額に反映されることから、本来は必要のない支出が発生することとなり、皆様の保険料の負担が増える要因にもなります。

保険料の約5割は拠出金 高齢者医療への負担はもう限界です

- 全国の健保組合は2008年度以降、7年連続の赤字財政となっています。これは、高齢者医療制度が創設され、65歳以上の高齢者の医療費を負担する現役世代の拠出金の仕組みが改正されたためです。
- 全国の健保組合の被保険者1人当たりで負担する高齢者医療への拠出金は、制度創設前の2007年度の14・7万円（年間）から2014年度は21.2万円に増え、**1人当たりの年間保険料も、この7年間で8.3万円、1年間に約1.2万円増加しています**。拠出金を支払うために多くの健保組合が保険料を引き上げていますが、保険料に占める拠出金の割合は確実に上昇し、2014年度は45.4%と約5割に達しています。
- 2015年度にはすべての団塊の世代が65歳以上の前期高齢者となり、高齢者の医療費は、さらに増加することが見込まれますが、**現役世代の保険料による拠出金負担はもう限界です**。

1人当たりの年間保険料に占める拠出金の割合（年度）推移



■ 日本の国民医療費は毎年1兆円を超える規模で増加し、現在の仕組みのままでは増え続ける医療費を支えることができなくなります。将来にわたって国民皆保険制度を維持していくためには、国民医療費全体の約6割を占める高齢者医療費を国民全体でどのように負担していくかが最大の課題です。

■ 健保組合と健保連は、健保組合の財政悪化に歯止めをかけ、国民皆保険を守っていくためにも、高齢者医療制度に公費（税金）を投入・拡充することを国に強く求めています。

※本資料は、健保組合の事業主・加入者の方がたに健保組合の現状と、健保組合・健保連の主張を広くご理解いただくことを目的に作成し、全健保組合の統一広報活動として広報誌およびホームページに掲載しています。

夏期保養施設のご案内

夏休みの思い出づくりは 健保の保養所で

健康保険組合ではみなさんの心身のリフレッシュのため、各種保養施設を開設しています。安心してお値打ちにお泊まりいただけますので、ご家族で、職場のお仲間とぜひご利用ください。



リゾート・ウインズ

▼予約は、下記予約先までご連絡ください。

所在地	長野県茅野市車山高原3413	電話	0266-68-2660
契約期間	7月1日（火）～8月31日（日）	1日の収容人数	32名
交通のご案内	中央自動車道諏訪ICから ●R152・ビーナスライン経由28km ●R20上諏訪・ビーナスライン経由30km	ホームページ	http://www.winds-hotel.com/
利用料	1泊2食付（税込）	予約先	リゾートイン・ウインズ TEL 0266-68-2660 ご予約後、利用申込書を健康保険組合までご提出ください。

		A	B			A	B
7/1～8/1	大人（中学生以上）	4,300円	8,400円	8/2～8/16	大人（中学生以上）	4,300円	9,600円
	子供（小学生）	3,200円	6,300円		子供（小学生）	3,200円	7,400円
	幼児（ベッド有り／食事有り）	2,400円	6,400円		幼児（ベッド有り／食事有り）	2,400円	6,400円
	幼児（ベッド有り／食事無し）	1,200円	3,200円		幼児（ベッド有り／食事無し）	1,200円	3,200円
8/17～8/31	幼児（ベッド無し／食事有り）	1,200円	3,200円	8/17～8/31	幼児（ベッド無し／食事有り）	1,200円	3,200円
	幼児（ベッド無し／食事無し）	無料	無料		幼児（ベッド無し／食事無し）	無料	無料
	幼児（ベッド無し／食事無し）	無料	無料		幼児（ベッド無し／食事無し）	無料	無料

A：豊田通商健康保険組合被保険者およびその2親等内 B：その他

契約プール割引利用のご案内



当健康保険組合では、今年も契約プールの割引券を発行いたします。平成26年度は関東・関西に契約施設を増やしました。皆さまの健康づくりの一環としてぜひご利用ください。

！ 割引券の配付方法および利用方法が昨年
までとは違いますのでご注意ください

利用対象者	豊田通商健康保険組合の被保険者証所有者	施設名	利用区分	通常料金	健康保険組合 契約料金	利用期間
利用方法	対象施設の窓口にて、記入済みの割引券と代表者の被保険者証を提示し、契約料金をお支払いください。	ナガシマ ジャンボ海水プール （三重県桑名市）	大人（中学生～）	3,300	2,500	6/28 ～9/30
			小学生	2,500	1,800	
			幼児（2歳～）	1,500	1,100	
割引券配付方法	豊田通商健康保険組合のホームページより印刷をしてご利用ください。 ※ご自宅で印刷ができない場合は、勤務先の人事・総務の窓口または健康保険組合までご連絡をください。	としまえんプール （東京都練馬区）	大人（中学生～）	4,500	3,100	7/12 ～8/31
			子供A（身長110cm以上）	3,500	2,300	
			子供B（身長110cm未満）	2,700	1,800	
		みさき公園 ぶ～るらんどRio （大阪府泉南郡岬町）	大人（中学生～）	2,100	1,200	7/19 ～8/31
			子供（3歳～小学生）	1,200	650	

ナガシマジャンボ海水プール <http://www.nagashima-onsen.co.jp/>
としまえんプール <http://www.toshimaen.co.jp/>
みさき公園 ぶ～るらんどRio <http://www.nankai.co.jp/misaki.html>

【問い合わせ先】
豊田通商健康保険組合 TEL 052-584-5053
URL <http://toyotsu.or.jp/kenpo/>